

# 平成 25 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 25 年 4 月 30 日 (火)  
午後 2 時 00 分から  
場所 かすみがうら市役所千代田庁舎  
防災センター2 階研修室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

- 報告第 1 号 会長の職務を代理する者の指名について
- 報告第 2 号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について
- 報告第 3 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について
- 報告第 4 号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- 議案第 1 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)
- 議案第 2 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)

## 4 その他

## 5 閉会

## 報告第1号 会長の職務を代理する者の指名について

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱第7条第3項の規定により、会長の職務を代理する者として、高田 忠（かすみがうら市市長公室長）を指名したので報告するものです。

なお、その表示形式は、次のとおりとします。

### 1 表示形式

かすみがうら市地域公共交通会議  
会長職務代理者 高 田 忠

(参考)

- ・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱（抄）
  - 第7条（略）
  - 2（略）
  - 3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。
  - 4～7（略）

## 報告第2号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について

平成24年度第3回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成25年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」のうち未定となっていたデマンド型乗合タクシーの運行事業者について、次のとおり選定したので報告するものです。

- ・千代田地区 有限会社千代田タクシー
- ・霞ヶ浦地区 有限会社美並タクシー

### (参考)

- ・デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領  
… 報告第2号/参考資料1のとおり
- ・デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書  
… 報告第2号/参考資料2のとおり
- ・デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書  
… 報告第2号/参考資料3のとおり
- ・平成25年度かすみがうら市地域公共交通運行計画  
… 報告第2号/参考資料4のとおり

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

かすみがうら市地域公共交通会議では、かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づき、効果的、効率的な公共交通サービスの確立を目指してデマンド型乗合タクシーの運行を実施します。

実施にあたり、この業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加する事業者を募集します。

2. 委託業務の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務名   | かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託                               |
| (2) 内容・期間 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり  |
| (3) 業務規模  | 千代田地区 10,960,000 円<br>霞ヶ浦地区 19,340,000 円 ※いずれも予備車は含まない |

3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、かすみがうら市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 市内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 運行開始までに道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得見込みの者であること。

4. プレゼンテーション

- (1) 期 日：平成 25 年 2 月 28 日（木）午後 1 時 30 分～
- (2) 場 所：かすみがうら市役所 千代田庁舎第 5 会議室  
※プレゼンテーション時間は 20 分以内とする。  
※審査は提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断します。  
※審査結果については、後日連絡いたします。

5. 審査方法

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る事業者選定要領による。

6. 応募手続き

募集は、霞ヶ浦地区と千代田地区を個別に行います。

- (1) 提出書類  
①企画提案書(別紙「様式 1」)、②見積書、③会社定款、④登記事項証明書  
⑤団体の役員名簿その他これに類する書類、⑥前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書
- (2) 提出部数  
応募地区ごとに提出する。  
原本 1 部、副本は提出書類①、②を 6 部、提出書類③、④、⑤、⑥は 1 部
- (3) 提出期限  
平成 25 年 2 月 22 日（金）午後 5 時まで
- (4) 提出方法・提出先  
持参もしくは郵送にて「9. 問い合わせ」へ提出

7. 参加事業者の失格

- (1) 3項の参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

8. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

9. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室企画課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：来栖・中泉）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL /0299-59-2111（内線）1562 FAX/0299-59-2130

E-mail/kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

ホームページ / トップページ・くらし→地域公共交通→地域公共交通会議

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

1. 業務の目的

かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づく効果的、効率的な公共交通サービスの確立。

2. 業務名

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託

3. 事業主体

かすみがうら市地域公共交通会議

4. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの事業者。

5. 業務委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 対象地区

霞ヶ浦地区、千代田地区の2地区とし、地区ごとに委託事業者を募集する。

7. 業務内容

(1) 運行内容

① 運行方法

予約による時間固定型。予約のあった時のみ運行（利用登録者のみ対象）

② 運行日

月曜日から土曜日までの週6日間

※日曜、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

③ 運行時間

平日／6時、7時、9時、11時、13時、15時、17時、19時（8便）

土曜日／8時、10時、12時、14時、16時（5便）

④ 利用対象者

事前登録をした方（ただし、土曜日については電話予約のみでも対応する。）

⑤ 乗車料金

1乗車400円

※65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下200円、3歳未満無料。

⑥ 乗車料金の支払い方法

回数券による支払い

（回数券販売窓口：各デマンド型乗合タクシー車内、運行事業者、市企画課内地域交通会議事務局）

⑦ 運行区域・乗降箇所

別図のとおり

(2) 予約方法

電話、FAXでの予約とする。（登録者のみ）

① 予約方法

市が貸与する配車システムにより予約受付、問合せ等への対応、配車管理を行う。

② オペレーターの手配

利用者の利用登録及び電話予約受付を行うためオペレーターを置く。オペレーターは、必要に

応じ配車指示または利用者からの問合せ等について対応する。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

③予約時間等

受付は運行日の8:30～18:00（土曜日に予約する場合は8:30～16:00）とし、利用希望時間の60分前までに予約する。ただし、6:00発～9:00発の便の予約は前日までとする。

(3)運行車両について

①運行車両

ワゴン型タクシー（緑ナンバー） 乗客10名  
※有償運行を実施するため営業車であること。

②運行車両台数

千代田地区／1台  
霞ヶ浦地区／2台

③運行車両表示

車両の両側面に乗合タクシーと分かるマグネットシートを貼付する。

④予備車両

通常運行する車両以外に予備車両を確保する。

(4)運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

(5)事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

(6)苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

8. 委託料

委託料については、1時間当たりの1車両借上げ費に車両数を乗じた額とオペレーター事務手数料とする。

9. 業務留意事項

(1)受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。

(2)受託者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援を行うこと。

(3)受託者は業務の全般に関して適宜、市地域公共交通会議事務局と必要な打合わせを行うこと。

10. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室企画課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：来栖・中泉）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL /0299-59-2111（内線）1562 FAX/0299-59-2130

E-mail/kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

ホームページ /トップページ・くらし→地域公共交通→地域公共交通会議

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書

- 1 日時 平成25年2月28日（木）午後1時30分から  
2 場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第5会議室  
3 出席者

【かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会】

- ・ 市区長会 井坂勝美
- ・ 市商工会 真藤実男
- ・ 市長公室 川尻芳弘（選定委員会委員長）
- ・ 市総務部 小貫成一
- ・ 市保健福祉部 鈴木弘
- ・ 市市土木部 山本恵美 6人出席（欠席なし）

【事務局】

- ・ 市長公室企画課 金田康則、中泉栄一

4 会議内容

- 1) 開会（13：30）  
2) あいさつ（選定委員会委員長）

豊かな市民生活と地域づくりを支える社会資本の一つとして取り組んできた「乗合タクシー事業」も、何度かの内容変更はあったが、この3月末で丸4年となり、高齢者の方や高校生等、交通弱者の足として定着しつつある観はある。継続は力なりという言葉もあるように、25年度は現在の「デマンド型乗合タクシー」という形で継続し、周知、宣伝にも努め、利用者の増加を図っていききたい。本日の審議会は、ある意味、勝負の年とも言える平成25年度の事業者を決める大切なものと考えているので、慎重審議、よろしく願いしたい。

3) 概要説明（事務局）

2月8日～22日まで、市ホームページで、公募型プロポーザル方式による「平成25年度のデマンド乗合タクシー運行業務委託事業者」を募集する旨の記事をアップした。これは価格競争に加え、企画力のある事業者を選定することを目的に昨年度に引き続き実施したものであったが、結果としては、霞ヶ浦、千代田、両地区とも今年度事業を委託している事業者のみの応募であった。複数の応募があれば、事業者のプレゼンテーション、採点という形になるが、今回、地区1社ずつということなので、選定委員の皆さんには、それぞれの事業者が適正かどうかの審査をして欲しい。その手順としては、最初に事業者のプレゼンテーション、その後、質疑応答。気づいたこと等があれば、本日配布したメモに観点毎に意見を記入していただき、事業者が帰った後、各自記入したメモにそって自由に意見交換をして、最終的には、事業者が適正かどうかの審査をお願いしたい。

4) プレゼンテーション

①有限会社 美並タクシー 【説明者／代表取締役 臼井忠】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、『デマンド型は、一人暮らしのお年寄りにとって、通院、買い物等の日常生活面での足となっており、なくてはならない大事な交通手段になっていると思うが、システムが難しく、広域バスとの連携、乗継ぎが高



齢者の方に理解していただけない。わかりやすく説明することができれば、もっと利用者が伸びていくと思う。』との提案があった。

●質疑応答

Q 広域バスとの連携、乗継を高齢者の方に理解していただくためにはどうすればよいのか？

A わかりやすい説明書を作って配付したい。

Q 安全面の対応策として、会社側で運転手や乗客に対して、安全面の対応はどのように心がけているのか？

A 毎日の車の点検が一番大事と思っているが、高齢者のお客様に対しては乗降に気を付けている。また、橋や道路の継ぎ目や段差、かん水の場所等、道路環境が危険な個所を記した地図を運転手に渡し、その箇所については運転を変えるよう指導している。

Q 経費の方に駐車場借り上げ6台分とあるが、デマンドタクシーは2台なのでは？

A 従業員の駐車場も含まれている。

Q JR神立駅への乗り入れ手数料はどこに納めているのか？

A JRに納めている。

②有限会社 千代田タクシー 【説明者／代表取締役 染谷雄一郎】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、質疑応答となった。

●質疑応答

Q 現在の乗客数についてどう考えているのか？

A 乗客は現在微増中であるが、日によって少ない日、多い日等色々ある。ただ7～8割が固定のお客さんで、その人たちからの紹介で増えているのが現状。

Q どのような苦情が多いのか？

A 苦情はほとんどない。市役所からも苦情があったという話は聞いていないので、これといって大きな苦情は出ていないと思っている。

5) 審査

業者ごとの審査に入る前以下のような質疑応答があった。

Q 見積書の中に通常のタクシーの経費がダブっているのでは？

Q 見積書も査定する必要があるのか？

A 指定の金額内に入っているので、問題はない。

Q 新規業者は参入してはいけないのか？

A そんなことはない。今回もHPで公募している。

Q 制度上2年目の保証はできないのだろうが。実際は、タクシーの改造費など、設備投資して1年で契約解除となると事業者としては厳しい。

Q 本音としては、事業者は5～10年の保証は欲しいと思う。

※事業者ごとの審査に入った。

①有限会社 美並タクシー

★審査の結果 ⇒ 事業者として適正

審査の際に委員から出された意見

- ・ 乗客が高齢者が多いとのことなので、事故等安全面に気を付けて運行していただきたい。
- ・ 危険な個所は事前に把握して、運転手に周知はしているようだが、なお一層の安全確保を図っていただきたい。

②有限会社 千代田タクシー

★審査の結果 ⇒ 事業者として適正

審査の際に委員から出された意見

- ・ 美並タクシー同様、なお一層の安全確保を図っていただきたい。
- ・ PRが足りない。PRで利用客数を増加に努めていただきたい。

6) 閉会 (14 : 15)

平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画

1 霞ヶ浦広域バス

- ① 運行方法  
31 人乗りノンステップバス 1 台による土浦駅から玉造駅の定時定路線運行を行う。
- ② 運行期間  
平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ③ 運行日  
毎日運行
- ④ 運行本数  
5 往復 / 日
- ⑤ 運行時刻  
別紙参照 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）運行時刻表
- ⑥ 利用対象者  
すべての人が利用可能
- ⑦ 運賃  
別紙参照 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）普通旅客運賃
- ⑧ 運賃の支払い  
現金、定期券による支払い。
- ⑨ 運行ルート・停留所  
別紙参照 霞ヶ浦広域バス運行系統略図
- ⑩ 運行事業者  
関鉄グリーンバス（平成 24 年に県がプロポーザルで選定した事業者が継続して運行）
- ⑪ その他  
予備車両 1 台

2. デマンド型乗合タクシー

- ① 運行方法
  - ・千代田地区  
10 人乗りワゴン車両 1 台による千代田地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、霞ヶ浦庁舎、あじさい館、J R 神立駅西口、神立病院、中貫停留所へ運行を行う。ただし、J R 神立駅西口～神立病院など区域外乗降箇所間のみの運行は行わない。
  - ・霞ヶ浦地区  
10 人乗りワゴン車両 2 台による霞ヶ浦地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、千代田庁舎（仮庁舎含む）、千代田ショッピングモール、J R 神立駅西口、神立病院へ運行を行う。ただし、J R 神立駅西口～神立病院など区域外乗降箇所間のみの運行は行わない。
- ② 運行期間  
平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ③ 運行日  
  
毎週日曜日、祝日、8 月 13 日～15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除き毎日運行する。ただし、予約の無い便は運行しない。
- ④ 運行便数  
平日 / 8 便、土曜日 / 5 便
- ⑤ 運行時刻  
< 平日 >

6:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

<土曜日>

8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
------	-------	-------	-------	-------

- ⑥利用対象者  
事前登録者（ただし、土曜日については電話予約のみでも対応する。）
- ⑦登録・予約
- ・登録方法  
所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、運行事業者に提出する。
  - ・予約方法  
運行事業者にて電話等により予約を受け付ける。
  - ・予約受付日及び受付時間  
受付は運行日の 8:30～18:00（土曜日に予約する場合は 8:30～16:00）とし、利用希望時間の 60 分前までに予約する。（2 週間前から受け付ける。）  
ただし、6:00 発～9:00 発の便の予約は前日までとする。
- ⑧運賃
- 1 乗車 400 円  
（65 歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下 200 円/3 歳未満無料）
- ⑨運賃の支払い
- 回数券による支払いとする。  
（回数券販売窓口：各デマンド型乗合タクシー車内、運行事業者、企画課内交通会議事務局）
- ⑩運行区域・乗降箇所
- 別紙参照 千代田地区運行区域図、千代田地区乗降箇所一覧図、  
千代田地区乗降箇所一覧表  
霞ヶ浦地区運行区域図、霞ヶ浦地区乗降箇所一覧図、  
霞ヶ浦地区乗降箇所一覧表
- ⑪運行事業者
- ・千代田地区 有限会社千代田タクシー
  - ・霞ヶ浦地区 有限会社美並タクシー
- ⑫その他
- 各地区予備車両 1 台
- ⑬回数券売上と運行委託料について
- 運行事業者と市公共交通会議間で、乗合タクシー運行事業委託契約を結び売上収入の内入及び委託料の支払いを事業実施月の翌月に行うこととする。

## 報告第3号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成24年度第3回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成25年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」における関鉄グリーンバスの継続運行と運行に対する補助金の交付について、次のとおり関係市等と協定を締結したので報告するものです。

- ・ 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書  
… 報告第3号／別紙のとおり

写



### 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びその運行に係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

#### (運行形態)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。

2 関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

#### (事業計画)

第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。

3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

#### (運賃)

第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。

#### (運行事業費に対する補助等)

第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、600万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。

3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。

4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

- 第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。
- 2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

- 第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。
- 2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

- 第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

- 第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
- (1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。
- (2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。
- 2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求めることができない。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(その他)

- 第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

茨城県土浦市下高津一丁目20番35号  
土浦市長 中川 清



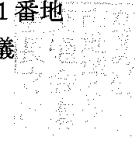
茨城県行方市麻生1561番地9  
行方市長 伊藤 孝一



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市長 宮嶋 光昭



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市地域公共交通会議  
会長 宮嶋 光昭



茨城県石岡市行里川5番18号  
関鉄グリーンバス株式会社  
取締役社長 木村 文男





## 報告第 4 号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第 20 号、国海内第 8 号、国空環第 5 号）に基づき、地域内フィーダー系統確保維持事業に関する事業評価を次のとおり実施し、管轄運輸支局等へ提出したので報告するものです。

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価  
… 報告第 4 号／別紙 1 のとおり
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業の概要  
… 報告第 4 号／別紙 2 のとおり

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

(別紙1)

平成25年4月22日

協議会・構成員 かすみがうら市地域公共交通会議

かすみがうら市

関鉄グリーンバス線、南美並タクシー、南千代田タクシー

茨城県

事業名	補助対象事業者等	事業概要	①事業実施の適切性	②目標・効果達成状況	③事業の今後の改善点
記載要領	<p>【事業者名及び系統名・航(空)路名・施設名等を記載】</p> <p>※評価は運行系統、離島航(空)路、施設等の別ごとに実施すること</p>	<p>【運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両原価償却費等国庫補助金の交付を受けている場合は、その旨を記載)】</p>	<p>【計画に位置付けられた事業が適切に実施された(されている)かを記載。計画どおり実施されなかった(されていない)場合には、理由等記載】</p> <p>A・B・C 評価</p> <p>記載例①: 計画どおり事業は適切に実施された。</p> <p>記載例②: 災害により運航できない期間があったが、事業は概ね適切に実施された。</p>	<p>【計画に記載した定量的な目標数値と結果を記載する。結果が目標を達成できなかった場合は理由等を分析の上記載】</p> <p>A・B・C 評価</p> <p>記載例①(確保維持事業): 目標30人/日に対して、15人/日であった。(目標を下回った理由等を併せて記載)</p> <p>記載例②(改善事業): 年間利用者1,000人の利便性の向上が図れた。</p>	<p>【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載(改善点は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載すること)】</p> <p>※ なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨を記載</p>
陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)	<p>事業者名: 関鉄グリーンバス(株)</p> <p>運行系統名: 霞ヶ浦広域バス</p>		A	<p>1便平均利用者数目標3人に対し、6.1人の利用、事業収支率目標30%に対し26.1%となっている。 運行ダイヤと利用者ニーズが合っていないものとする。</p>	<p>アンケート調査等により、市民ニーズの把握に努めるとともに、広報誌等を活用して、市民の理解促進と利用促進を図る。利用状況を踏まえ、運行ダイヤ、運行本数の調整を検討する。</p>
	<p>事業者名: (有)千代田タクシー</p> <p>運行系統名: 千代田地区デマンド型乗合タクシー</p>		A	<p>1便平均利用者数目標3人に対し、平日1.8人、土曜日1.9人の利用、事業収支率目標30%に対し7%となっている。 利用者ニーズと合っていないものとする。</p>	<p>アンケート調査等により、市民ニーズの把握に努めるとともに、広報誌等を活用して、市民の理解促進と利用促進を図る。利用状況を踏まえ、運行ダイヤ、運行本数の調整を検討する。</p>
	<p>事業者名: (有)美並タクシー</p> <p>運行系統名: 霞ヶ浦地区デマンド型乗合タクシー</p>		A	<p>1便平均利用者数目標3人に対し、平日2.3人、土曜日1.5人の利用、事業収支率目標30%に対し10.2%となっている。 利用者ニーズと合っていないものとする。</p>	<p>アンケート調査等により、市民ニーズの把握に努めるとともに、広報誌等を活用して、市民の理解促進と利用促進を図る。利用状況を踏まえ、運行ダイヤ、運行本数の調整を検討する。</p>

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)。

平成25年度 かすみがうら市地域公共交通会議（茨城県かすみがうら市）  
（地域内フィーダー系統確保維持事業）

概要

○地域の公共交通の現況

かすみがうら市の路線バスは、平成21年3月31日に霞ヶ浦地区を中心としたバス路線が廃止され、現在では、千代田地区のみ路線網がある状態となっている。路線は、関鉄グリーンバスと、関鉄観光バスが運行する5路線がある。

○事業の目的・必要性

かすみがうら市では、霞ヶ浦地区の路線バスが全廃となったため、通勤通学はもとより、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出ており、交通手段の確保が重要な課題となっている。このような状況の中、将来的にも維持可能な交通手段として、霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行を実施する。

○事業の概要

地域間交通を確保・維持する取組みとして、土浦駅から玉造駅の運行を行う霞ヶ浦広域バス、千代田地区と霞ヶ浦地区に分けて運行するデマンド型乗合タクシーの本格運行を実施している。

【霞ヶ浦広域バス】

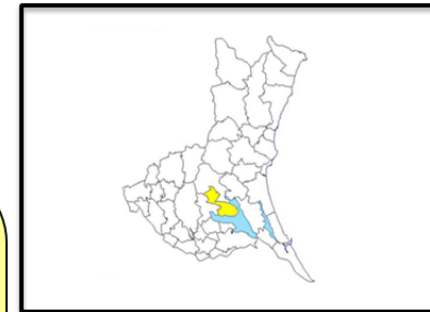
- 事業者名：関鉄グリーンバス(株) □運行系統：土浦駅～玉造駅 25.6km
- 運行日：毎日 □運行時間帯：6時40分～19時50分 □運行本数：5往復／日
- 運行車両：1両 □運賃：160円から700円
- 備考：平成25年3月末まで、4往復は茨城県における事業により運行

【千代田地区デマンド型乗合タクシー】

- 事業者名：(有)千代田タクシー □運行区域：千代田地区
- 運行日：月曜～土曜(日曜、祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日運休)
- 運行時間帯：6時00分～19時00分 □運行本数：平日8便、土曜日5便 □運行車両：1台
- 運賃：400円(65歳以上、障害者及び介添者、高校生以下は200円、3歳未満児は無料)

【霞ヶ浦地区デマンド型乗合タクシー】

- 事業者名：(有)美並タクシー □運行区域：霞ヶ浦地区
- 運行日：月曜～土曜(日曜、祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日運休)
- 運行時間帯：6時00分～19時00分 □運行本数：平日8便、土曜日5便 □運行車両：2台
- 運賃：400円(65歳以上、障害者及び介添者、高校生以下は200円、3歳未満児は無料)



面積	156.61 km <sup>2</sup>
人口 (H25.4.1時点)	44,217人
	15歳未満 5,763人
	65歳以上 10,590人
高齢化率	24%
世帯数	16,605世帯

協議会開催状況・検討内容

- 協議会の開催状況 3回開催
- ・第1回(平成24年4月25日)  
運行計画について協議
- ・第2回(平成24年6月28日)  
ネットワーク計画について協議
- ・第3回(平成25年2月22日)  
ネットワーク計画変更について協議

## 定量的な目標・効果

- (目標) ・1便当たり利用者数を3人以上とする ・収支率を30%以上とする
- (効果) ・市街地の一体的連携 ・公共交通不便地域の解消 ・病院、買い物等へのアクセス向上等住民の生活の質的向上
- ・民間路線バスの活性化 ・住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上

霞ヶ浦広域バス：結果(1便6.1人 収支率26.1%)

- ・当該路線を維持することにより、土浦駅までの交通手段が確保できた。

千代田地区デマンド型乗合タクシー：結果(1便1.8人(平日)、1便1.9人(土曜日) 収支率7.0%)

- ・病院、買い物等へのアクセス向上等、住民の生活の質的向上が図れ、公共交通不便地域の解消となっている。

霞ヶ浦地区デマンド型乗合タクシー：結果(1便2.3人(平日)、1便1.5人(土曜日) 収支率10.2%)

- ・病院、買い物等へのアクセス向上等、住民の生活の質的向上が図れ、公共交通不便地域の解消となっている。

## 今後の改善点

- ・アンケート調査等により、市民ニーズの把握に努めるとともに、広報誌等を活用して、市民の理解促進と利用促進を図る。
- ・利用状況を踏まえ、運行ダイヤ、運行本数の調整を検討する。

## アピールポイント

- ・霞ヶ浦広域バスについては、平成25年4月から茨城県が事業撤退したため、土浦市、行方市と協力し、3市にまたがる広域バス路線として運行を継続している。

議案第 1 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）

内容 月	実施事業	交通会議
4 月	・平成 25 年度事業計画、予算策定等	第 1 回会議
5 月	・利用者等アンケート調査	(平成 24 年度決算監査)
6 月	・平成 24 年度事業報告、決算承認 ・生活交通ネットワーク計画策定	第 2 回会議
2 月	・平成 25 年度事業計画評価 ・平成 26 年度事業計画検討	第 3 回会議
時期未定	・利用ガイド作成 ・広域バス周知 P R ・タクシー周知 P R	

議案第 2 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算 (案)

①収入の部

(単位：円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	39,199,000	44,587,000	△5,388,000	市からの負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 使用料	1 使用料	2,318,000	2,800,000	△482,000	乗合タクシー回数券
	2 預金利子	1 預金利子	3,000	3,000	0	
	3 雑入	1 雑入	0	0	0	
計			41,520,000	47,390,000	△5,870,000	

## ②支出の部

(単位：円)

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	報償費	267,000	445,000	△178,000	委員謝金
			食糧費	9,000	20,000	△11,000	会議時賄
		2 事務費	消耗品費	50,000	100,000	△50,000	事務用消耗品
			通信運搬費	300,000	500,000	△200,000	アンケート郵送料
			手数料	50,000	50,000	0	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	印刷製本費	600,000	400,000	200,000	利用ガイド印刷 アンケート印刷
			委託料	34,723,000	36,200,000	△1,477,000	乗合タクシー運行事業委託 デマンドシステム管理業務委託
			負担金、補助 及び交付金	3,200,000	6,500,000	△3,300,000	霞ヶ浦広域バス運行事業補助金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	2,321,000	3,175,000	△854,000	
計				41,520,000	47,390,000	△5,870,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。